

佐伯復堂について・再論

西, 英昭

九州大学大学院法学研究院 : 教授

<https://doi.org/10.15017/4151248>

出版情報 : 法政研究. 87 (3), pp.494-475, 2020-12-18. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

佐伯復堂について・再論

西 英 昭

はじめに

- 一 略歴再訪——彦根へ
 - 二 略歴再訪——米沢へ
 - 三 井上哲次郎と佐伯復堂
- おわりに

はじめに

筆者は本誌第87巻第1号(2020年7月)において「佐伯復堂について」(以下「前稿」と略)を公表し、芦東山『無刑録』の訳注者として知られる佐伯復堂の生涯とその作品についての紹介を試みた。執筆時は恰も新型コロナウイルスの拡大期、とてもこれ以上の調査活動の継続は無理と断念し、その時点での調査結果を取り纏めて原稿を提出した。程なく緊急事態宣言が発令され、図書館・資料館等の関係機関が軒並み休館を余儀なくされる中、ともかくも前稿を送り出すことが出来たのは一先ずの幸いであった。

しかしながら前稿公表後、有難いことに各方面から多くの反応を頂いた結果、複数の新史料の発見に至り、前稿(特に一の略歴部分)の内容を更新する必要性が生じた。また緊急事態宣言解除後、徐々に関係機関も活動を再開し、遠隔での調査依頼等も可能になったため、ここに前稿についての追加調査を行い、判明した成果を学界に送るべく「再論」として公表することとした。読者各位からのさらなるご教示を賜れば幸いである。

一 略歴再訪——彦根へ

前稿においては関連の人名辞典に⁽¹⁾「佐伯復堂 法律新聞社主筆。(明一〇、一二)生。(學歴)哲學館(現東洋大學)出身。…」との記述があることを出発点とし、佐伯復堂(本名:佐伯俊二)の略歴を明らかにすることを試みた。その結果は以下の通りである。

福岡縣立中學校傳習館教諭(明治33年12月8日～明治38年9月16日)

愛知縣第四中學校教諭(?)

米澤市立商業學校校長(明治40年4月30日～明治41年11月27日)

(1) 『新聞人名辞典』第2巻(日本図書センター・1988)の「昭和二年版/第四篇名鑑/全國新聞通信社々員約二千名の個別名鑑」の項84頁、及び同「昭和三年版/第四篇—いろは順—/全國新聞通信社々員約二千名の個別名鑑」の項81頁参照。

宇和島中學校教諭（大正2年7月7日～大正4年4月30日）

金光中學校書記（大正7年7月～？（大正8年末は在籍））

東京朝日新聞社（遅くとも大正10年～）

法律新聞社（遅くとも大正11年末～）

さて前稿刊行後、彦根東高等学校の前身である滋賀縣第一尋常中學校の校友会雑誌『崇廣』第14号（1901.3）の雑報欄に佐伯俊二に関する情報があるとの一報を得てこれを実見したところ、同誌「本校職員辭令」欄に「〔明治三十三年〕十一月三十日 福岡縣へ出向を命ず 佐伯俊二」、「十二月八日 任福岡縣中學傳習館教諭 佐伯俊二」との記述、また「本校日誌摘要」欄に「十二月一日 佐伯教諭福岡縣へ出向、級監督任命及び、雑誌、演説部長任命あり、五日 佐伯教諭を當驛に見送る」との記述、さらには「佐伯先生」として「先生は去三十一年十二月を以て我校に赴任せられ、在職茲に二年、昨年十二月福岡縣へ出向を命ぜられ、同縣中學傳習館（柳河）教諭に轉せらるゝに至れり」等の記述を含む離任の記事が存在することが判明した。

傳習館への赴任時期が前稿において明らかにした日付と一致することから、成程傳習館の前にさらに前任校があったのかと思いきや、事態はそう簡単ではない。というのも、当初の人名辞典の生年の記述に従えば彦根への着任は21歳、有り得ないことではないにせよ少々若すぎるのではないか、と思われるからである。

そこで『滋賀縣第一尋常中學校第十二年報（明治31年（1898年）度）』を確認すると、そこには「第二章 教員ノ資格」に「受持學科：漢文 資格：修身倫理科 … 職名：

(2) 吉原丈司氏からのご教示に拠る。明記して感謝申し上げたい。

(3) 「雑報 本校職員辭令」(崇廣14・1901.3) 98頁。なお同誌は滋賀県立彦根東高等学校の所蔵であり、同校ホームページにあるデジタル史料館 (<http://www.hikonehg-h.shiga-ec.ed.jp/digitalarchive>) にて公開されている。こうした全国の校友会雑誌の所蔵情況及び史料的价值等については齊藤利彦・市山雅美「旧制中学校における校友会雑誌の研究」(東京大学大学院教育学研究科紀要48・2008) 参照。

(4) 「雑報 本校日誌摘要（自明治三十三年六月二十一日至同年十二月三十一日）」(崇廣14・1901.3) 97～98頁。

(5) 「雑報 佐伯先生」(崇廣14・1901.3) 111頁。

(6) 『滋賀縣第一尋常中學校第十二年報（明治31年（1898年）度）』(明治32年1月19日稟議)、同史料も滋賀県立彦根東高等学校の所蔵であり、同校ホームページにあるデジタル史料館にて公開されている。

教諭 姓名：佐伯俊二 族籍：山形縣士族」とあり、さらに「第十一章 職員在職年數表」に「在職年數：一年四ヶ月、…職名：教諭、氏名：佐伯俊二、年齢：明治四年十二月生」とある。1871（明治4）年12月生まれであれば彦根への着任は27歳、特段の問題はなさそうであるが、逆に前稿において行論の基礎とした人名辞典の生年と齟齬を来す。しかも「在職年數：一年四ヶ月」というのも着任時期と合わない。

この問題を追跡して滋賀県立公文書館に所蔵される特定歴史公文書を検索すると、佐伯俊二が1898（明治31）年12月9日付で鳥取縣尋常中學校から滋賀縣第一尋常中學校に着任した際の史料が残されていることが判明する。そこでさらに遡って鳥取県立公文書館に所蔵される特定歴史公文書を確認すると、佐伯俊二が明治30年9月13日付で山形縣尋常中學校から鳥取縣尋常中學校へ着任した際の史料が残されていることも判明する⁽⁸⁾。この明治30年9月を起点とすれば、先の「在職年數：一年四ヶ月」も辻褃が合いそうである。加えて彦根東高等学校所蔵史料にも関連情報が存在する旨を同校よりご教示頂いた。上記の史料に現れる佐伯俊二の略歴に関する情報を整理すると以下ようになる。

1885（明治18）年3月 米澤興讓小學校卒業

同月より1年間同校教員見習生として実地授業に従事、翌19年3月より23年11月まで片山一貫、清水天雷、坂蘭溪に就き漢書を修業

1890（明治23）年4月 米澤私立中學校得業

同月より1年余（凡そ2、又は3年とも）米人クレヴランドに就き英文研究、また片山一貫に就き凡そ3年間漢文研究

(7) 滋賀県立公文書館所蔵特定歴史公文書『明治32年自1月至7月吏員進退に関する書類編冊』（請求記号：明-え-113）のうち編次2-1「第1尋常中學校教員任用の件、案1、辞令」、編次2-2「第1尋常中學校教員任用の件、案2、鳥取縣尋常中學校教諭滋賀縣第1尋常中學校教諭任命の儀に付通知」、編次2-3「申請、履歷書」、編次2-4「鳥取県へ照会等の取計依頼の件（書簡）」、編次2-5「第1尋常中學校教員採用の件、照会」、編次2-6「鳥取縣尋常中學校長教諭採用照会の儀に付回答」、編次2-7「辞令催促の件（電報）」参照。

(8) 鳥取県立公文書館所蔵特定歴史公文書『辞令原簿（県職員辞令原簿）1897年度』（簿冊番号：189711103030760）辞令（佐伯俊二）、『官吏進退関係 1897年度』（簿冊番号：189711103030857）佐伯俊二関係（山形県知事より鳥取県知事へ回答、山形県知事より照会の電報、上申書、履歷書）参照。なお鳥取縣尋常中學校の後身に当たる鳥取西高等学校の鳥取西高百年史編纂委員会『鳥取西高百年史』（鳥取西高百年史編纂委員会・1973）には関連の記載は見当たらなかった。

- 1893（明治26）年3月 哲學館外員試験に合格、得業証明書を受ける
論理学心理学宗教学支那学日本学印度学倫理学近世哲学美学を修めたことを哲学館井上円了より証される
同月より凡そ1年井上円了に就いて哲学を研究
同月より2年余内田慶三に就いて国語国文を攻究
同月より凡そ1年間松本愛重に就いて国語を研究
- 1893（明治26）年11月 山形縣眞言宗中學校林國語漢文英語歴史教授を嘱託される（23年11月とも）、同28年4月同生徒監督兼任、同30年6月辞職
- 1897（明治30）年6月 山形縣尋常中學校漢文科教授を嘱託される
同7月8日、尋常師範學校修身科、尋常中學校倫理科教員免許状を受ける
同7月25日より2週間米澤講習會にて教育学を研究（谷本富講義）
同8月初旬、中嶋力造^{マツ}に就いて倫理学を研究
同9月 鳥取縣尋常中學校教諭兼舎監
- 1898（明治31）年11月 滋賀縣への出向を命ぜられる
同12月9日、滋賀縣第一尋常中學校教諭

なお上記何れの史料でも住所（山形縣米澤市膳仲町）・生年月（1871（明治4）年12月）とも共通する。以下、米沢に舞台を移して詳しく検討してみよう。

二 略歴再訪——米沢へ

以上の情報を元に米沢時代の佐伯俊二を追いかけるならば、いくつもの興味深い要素を拾い上げることが出来る。まずは彼の漢学の素養を形成したのが興讓館の教師陣であったという事実である。

佐伯俊二が教養を受けた教師として名を挙げているのが片山一貫、清水天雷、坂蘭溪である。片山一貫（仁一郎）⁽⁹⁾は1867（慶應3）年興讓館提學、1875（明治8）年に

(9) 松野良寅「片山一貫」（山形放送株式会社・山形県大百科事典事務局編『山形県大百科事典』（山形放送株式会社・1983）所収）167頁参照。米沢藩の藩学については森鹿三「米澤藩學とその圖書の歴史」（内田智雄編『米澤善本の研究と解題』（ハーバード・燕京・同志社東方文化講座委員会・1958）所収）参照。

は私立米澤中學の初代校長も務めた人物である。佐伯が学んだ際には片山は校長の任を退いていたが、佐伯は特に彼に長く学んだようであり、そこで漢学の基礎が培われたと見てよいであろう。清水天雷は清水天雷子即ち清水彦介⁽¹⁰⁾とみられ、明治4年興讓館教授となるが、儒学のみならず西洋思想の受容にも貢献し多彩な活動を行ったことで知られる人物である。坂蘭溪即ち坂正直⁽¹¹⁾は興讓館提學であった人物である。

また佐伯俊二が英語を学んでいたことも大変興味深い。教えを受けた「クレヴランド」は米澤中學で英語を講じたクリーヴランドであろう。彼については「メソジスト系の米沢美以教会が設立されたのは、明治二十年八月である。同年秋エルマが去ったあと、宣教師のJ・G・クリーヴランドが来任した。クリーヴランドは、新しい中学校令に基づいてスタートした米沢中学校に、語学教師として迎えられた⁽¹²⁾」とある。

佐伯俊二が英語を学んでいたとすると、前稿では年齢が合わないため扱わなかったが、松野良寅が米沢英和女学校につき「外人教師の外に、松浦忠次郎、佐伯俊二・…の日本人教師もいた。⁽¹³⁾」と紹介していることについて、関係史料に明記されてはいないので詳細は不明ではあるものの、手伝っていたとしても特段の不思議はないことになる。

(10) 境澤和男「米沢地方における西洋思想受容過程の一断面——清水彦介の生涯と思想」(新井武編『近代学校成立過程の研究 明治前期東北地方に関する実証的研究』(御茶の水書房・1986)所収)参照。その子・清水元一郎の文書が国立国会図書館憲政資料室に所蔵されている(「清水元一郎関係文書」(<https://rnavi.ndl.go.jp/kensei/entry/shimizumotoichirou.php>)参照)。なお前掲福島県立公文書館所蔵特定歴史公文書『官吏進退関係 1897年度』にのみ師事の記録が見える。

(11) 松野良寅編著『興讓館世紀』(山形県立米沢興讓館高等学校創立百年記念事業実行委員会・1986)115頁参照。

(12) 松野良寅編著『興讓館世紀』(山形県立米沢興讓館高等学校創立百年記念事業実行委員会・1986)286頁。

(13) 松野良寅『米沢の英学』(よねざわ豆本の会・1980)62～63頁。同趣旨は松野良寅「Charles Henry Dallasと米沢の英学」(英学史研究14・1981)99頁、松野良寅編『興讓館世紀』(山形県立米沢興讓館高等学校創立百年記念事業実行委員会・1986)291頁、米沢市史編さん委員会編『米沢市史 第四巻 近代編』(米沢市・1995)175頁(松野良寅執筆担当部分)でも繰り返し紹介されているが、何れも注釈が付されておらず、どの史料に依拠して書かれたものかよく分からない。また遠藤寛子『米沢英和女学校』(岩崎書店・1981)は諸資料に取材した少年少女向け歴史小説であるが、佐伯俊二についての情報は扱われていない。なお米沢における洋学の受容について松野良寅『東北の長崎 米沢洋学の系譜』(松野良寅・1988)参照。

さて佐伯俊二が1871（明治4）年米沢生まれとなると、前稿註12の分析も再検討を余儀なくされる。というのも前稿では人名辞典の記述に拠り明治10年生まれとの前提で論を進めたため、佐伯俊二『米溪孝子美談』（米澤活版凹洲舎・1893.11）及び佐伯俊次『教育一助 米澤藩士叢譚』（米澤活版凹洲舎・1892.7）につき、出版時15～16歳となりさすがに早すぎるとの判断からこれを別人の作と判断したのだが、明治4年生まれであれば21～22歳となり、有り得ない話ではなくなる。しかも両書の奥付の住所が同一であることは前稿で指摘しておいたが、この住所は先の公文書史料にある住所とも一致することが新たに判明する。俊次と俊二が混交しているが、どうやらこれも佐伯俊二本人の作としてよいのではないかと、この仮説が得られる。

さらに佐伯俊次『教育一助 米澤藩士叢譚』には「本書ハ有爲會雜誌ノ餘白ヲ假リ。号ヲ續ケテ掲載セシコトアリシガ。」⁽¹⁴⁾という記述がある。市立米沢図書館に依頼し『米澤有爲會雜誌』に佐伯俊次（俊二）執筆の記事や関連情報があるかを調査頂いたところ、⁽¹⁵⁾以下の驚くべき結果をご教示頂いた。

まずは『米澤有爲會雜誌』所収の佐伯俊次（俊二）執筆の記事について、

佐伯俊次「舊藩叢譚」（米澤有爲會雜誌12、14～15、17～22・1891（明治24）.2.28～1892.2.28）

佐伯俊次「操守」（米澤有爲會雜誌13・1891.3.28）

佐伯俊次「新年」（米澤有爲會雜誌22・1892.2.28）

佐伯俊次「叢譚」（米澤有爲會雜誌23・1892.3.28）

佐伯俊次「道德哲學」（米澤有爲會雜誌26・1892.6.28）

佐伯俊二「直接二道義學ニ關スル學ニ就テ」（米澤有爲會雜誌56・1895.6.28）

佐伯俊二「あゝ、得金主義者流」（米澤有爲會雜誌63～64・1896.3.28～4.28）

佐伯俊二「勢志紀行」（米澤有爲會雜誌162・1906.2.6）

(14) 佐伯俊次『教育一助 米澤藩士叢譚』（米澤活版凹洲舎・1892.7）26丁。

(15) 『米澤有爲會雜誌』を比較的まとまった形で所蔵する東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料センター明治新聞雑誌文庫が2020年1月より2021年夏頃まで改修工事のため休館となっており、加えてコロナ禍の影響で出張での調査が出来ないことから止む無く市立米沢図書館にレファレンスを依頼した。本稿での『米澤有爲會雜誌』関連の情報は基本的に同館のご教示に基づくものであり、その後筆者において記述を再確認した。調査に快く応じて下さった市立米沢図書館の皆様へ深く感謝を申し上げます。

が存在することが明らかとなった。うち「舊藩叢譚」の内容は『教育一助 米澤藩士叢譚』と一致するため、確かに雑誌の連載を書籍化したものであることが分かる。1871（明治4）年生まれだとすると20歳にして既に記事を執筆し、翌年には出版していることになる。周囲の年長者等からの助力の存在も推定されるが、文才溢れる若者であったのであろう。

ただ気になるのは「俊次」と「俊二」が混在していることである。論文だけを見るとある時期を境に「俊次」と「俊二」が別れており、別人のようにも思われるのだが、市立米沢図書館のご教示を元に『米澤有爲會雜誌』に掲載された名簿での情報を整理すると、非常に興味深い事実が判明する。

第7号（1890（明治23）年9月、30頁）

「明治廿三年六月廿日ヨリ全九月十五日マテ 入會者姓名」

通常會員之部（在地方） 佐伯俊次

第10号（1890（明治23）年12月、37頁）

通常會員之部 膳仲町 佐伯俊次

第19号（1891（明治24）年11月、附録9頁）

通常會員 同〔米沢市〕膳仲町 佐伯俊次

第29号（1892（明治25）年11月、附録4頁）

（明治二十五年十一月二十日調）

米澤部 米澤市膳仲町 佐伯俊次

第39号（1893（明治26）年11月、附録1頁）

（明治二十六年十一月調）

米澤部 理事 庶務主任 佐伯俊次

第49号（1894（明治27）年11月、附録12頁）

（明治二十七年十一月二十八日）

米澤部 第三區（南部）第一組 同〔膳仲町〕 眞言宗中學校教員

佐伯俊次

第69号（1896（明治29）年11月、附録12頁）

（明治二十九年十一月調）

- 第二会員 米澤部 第三區（南部） 全〔膳仲町〕 眞言宗中學林教員
米澤新報記者 佐伯俊二
- 第79号（1897（明治30）年11月、60頁）
（明治三十年十一月調）
- 滋賀縣 滋賀縣尋常中學校 教諭 佐伯俊次
- 第90号（1898（明治31）年12月、30頁）
- 鳥取縣 鳥取縣尋常中學校 同校教諭 佐伯俊次
- 第100号（1899（明治32）年12月、33頁）
- 滋賀縣第一中學校 同校教諭 佐伯俊二
- 第110号（1900（明治33）年12月、27頁）
- 滋賀縣 第一中學校 全校教諭 佐伯俊二
- 第120号（1901（明治34）年12月、25頁）
- 福岡縣 中學傳習館 教諭 佐伯俊二
- 第129号（1902（明治35）年11月、24頁）
- 福岡縣 福岡中學傳習館 教諭 佐伯俊二
- 第139号（1903（明治36）年11月、44頁）
- 福岡縣 福岡中學傳^マ羽^マ館 教諭 佐伯俊二
- 第149号（1904（明治37）年11月、44頁）
- 福岡縣 福岡中學傳^マ羽^マ館 教諭 佐伯俊二
- 〔第151～160号は市立米沢図書館では所蔵なし〕
- 第169号（1906（明治39）年11月、40頁）
- 愛知縣 津島町第三中學校 全校教諭 佐伯俊二
- 第178号（1907（明治40）年12月、31頁）
- 南部 全〔膳仲町〕 商業學校長 佐伯俊次
- 第188号（1908（明治41）年12月、31頁）
- 南部 膳仲町 米澤市立商業學校長 佐伯俊二
- 第197号（1909（明治42）年12月、21頁）
- 不明會員ノ部 佐伯俊二君

以上を通覧するならば、「俊次」と「俊二」がかなり遅くまで混用されていることが判明する。しかも同じ職にある時期においても混用されており、また同時期に「俊次」と「俊二」が別人として並列して名簿に登場することもないため、この「俊次」と「俊二」は「じ」という同一音が通用されたものであり、同一人物と見て差支えないものと思われる。しかも後半は前稿において明らかにした佐伯俊二の経歴とはほぼ一致する。前稿において佐伯復堂の本名が佐伯俊二であることは既に明らかにしておいたが、ここにおいて佐伯俊次・俊二・復堂が一つの線で繋がったものと見てよいであろう。

さて、情報が前後したが1893（明治26）年に立ち戻って佐伯俊二を追跡することにしよう。『米澤有為會雑誌』の記事に拠れば佐伯俊二は明治26年頃から尋常師範學校尋常中學校教員檢定試験（所謂「文檢」）を度々受験していたようであり、「…佐伯俊次…の六氏ハ今般施行せらるべき尋常師範學校尋常中學校教員檢定試験を受る爲相前後して上京せられたり」とある直後に「佐伯俊二氏は過般上京の砌り哲学館員試験を受けられし所論理學心理學倫理學審美學近世哲學宗教學日本學印度學支那學の九科を及第し證書を得られたり⁽¹⁶⁾」との記事がある。これは先に見た公文書史料の内容とも一致する。館外員ということであれば明治23年頃から通信教育を受けていたのかも知れない。前稿において哲学館の諸史料・同窓名簿等に佐伯復堂乃至佐伯俊二の名が登場しないことを指摘しておいたが、館外員であったことがその理由と見られる。ただ名簿に掲載されていないというだけであって、佐伯俊二と哲学館・井上円了の間には明瞭な関係が存したことが明らかとなったわけである。さらにこれを裏付けるかのように佐伯俊二『米溪孝子美談』「附録」冒頭に「嗚呼哲学館主井上円了氏は我國第一流の哲學者なるべし」（附録1丁）と井上円了への私淑の情が吐露され、呼応するかのよう同書の書評が『天則』誌に掲載されている⁽¹⁷⁾。また證書を得た明治26年3月以降1年程度井上円了に就いて哲学研究を行った⁽¹⁸⁾。

(16) 「會報 會員動靜」（米澤有為會雑誌31・1893.1）32頁。

(17) 「會報 會員動靜」（米澤有為會雑誌33・1893.3）36頁。

(18) 「米溪孝子美談 佐伯俊二著」（天則6-6・1893）38頁。同書評の存在については吉原史司氏よりご教示頂いた。雑誌『天則』については東洋大学創立百年史編纂委員会編『東洋大学百年史 通史編I』（東洋大学・1993）168～176頁参照。当該書評掲載当時には哲学館の手により刊行されていたものである。

ことが伝えられる。後に見るように佐伯俊二はこの時期米沢に職を得ており、在京して直接学生として教えを乞うたわけではなさそうであるが、大変興味深い。他方で明治26年3月より2年余内田慶三⁽¹⁹⁾に就いて国語国文を攻究したとの記録や1年間松本愛重⁽²⁰⁾に就いて国語を研究したとの記録もあるが、詳細は不明である。

そして佐伯俊二は1893（明治26）年11月、山形縣真言宗中學林國語漢文英語歴史教授を囑託される。これについて滋賀県立公文書館所蔵特定歴史公文書は着任を明治23年11月としており、何れが正しいのか俄かに判断はつかないが、同28年4月同生徒監督兼任、30年6月辞職するまでの期間、教育に従事したことが分かる。

その後佐伯俊二は山形縣尋常中學校へ赴任する。その着任については『山形縣尋常中學校第十三學年報』に「同〔明治三十年五月〕二十八日…同日佐伯俊二漢文科教授囑託ヲ命セラレ…同〔八月〕二十三日願ニヨリ佐伯俊二ノ漢文科囑託教授ヲ解カル…」⁽²²⁾とあることから確認出来る。着任直前の1897（明治30）年5月24日、明治19年12月6日以来10年9ヶ月に亘り倫理及び漢文を講じていた教諭宮島昇が休職となっており⁽²³⁾、その代打として着任したものかも知れない。宮島昇は佐伯俊二『米溪孝子美談』冒頭に序文を寄せており、古くから関係があったことが窺われる。⁽²⁴⁾

(19) 米澤中學校教諭から後には秋田縣女子師範學校長となる内田慶三のことと思われるが、どのような形で教えを受けたのかも含めて不詳である。内田慶三については人事興信所編『人事興信録〔第8版〕』（人事興信所・1928）ウ49頁参照。前掲鳥取県立公文書館所蔵特定歴史公文書『官吏進退関係 1897年度』佐伯俊二関係にのみ師事の記録が見える。

(20) 松本愛重については秋元信英「明治二十年代、松本愛重の教科書、史学」（滝川国文28・2012）、秋元信英「明治二十年代の国学者、教科書、史学（1）松本愛重『日本史料』、萩野由之『大日本通史』を中心に」（國學院大學北海道短期大学部紀要30・2013）を参照。前掲滋賀県立公文書館所蔵特定歴史公文書『明治32年自1月至7月吏員進退に関する書類編冊』編次2-1にのみ師事の記録が見える。

(21) 阿部貴子「明治期における真言宗の教育カリキュラム——普通学の導入をめぐる」（現代密教24・2013、総本山智積院 智山伝法院 出版物（<https://chisan.or.jp/shinpukeji/denboin/publication>）にてPDF公開、吉原丈司氏よりご教示）に拠ればこの時期真言宗が各地に中學校を設置し教育を行っていたことが分かる。

(22) 山形縣尋常中學校『山形縣尋常中學校第十三學年報』（山形縣尋常中學校・1897.12）6～8頁。

(23) 山形縣尋常中學校『山形縣尋常中學校第十三學年報』（山形縣尋常中學校・1897.12）14頁。なお山形縣尋常中學校『山形縣尋常中學校第十四學年報』（山形縣尋常中學校・1898.12）に拠れば宮島昇は明治31年5月24日に退職している。なお著書として宮島昇『燼餘存稿』（佐藤利兵衛・1912）が知られる。

(24) なお『米溪孝子美談』冒頭には宮島昇のほか秋月種樹、伊佐早謙、坂田傳藏が序文を寄せている。秋月種樹については武藤麒一・安田尚義『秋月種茂と秋月種樹』（日向文庫刊行会・1954（復刻版は1982））参照。同書所収の「古香公秋月種樹略年譜」に拠れば秋月種樹は明治25年4

そして1897（明治30）年7月8日、佐伯俊二は晴れて文部省尋常師範學校尋常中學校高等女學校教員檢定試験（所謂「文檢」）⁽²⁵⁾第10回試験に合格し、尋常師範學校修身科、尋常中學校倫理科教員免許状を受けるが、継続して研鑽を積んでおり、同25日から2週間米澤夏期講習會にて教育学を研究（谷本富講義）⁽²⁶⁾、8月初旬には中島力造⁽²⁷⁾に就いて倫理学を研究している。同夏期講習會についてはその主催者・規模等不詳であるが、当時谷本富は各地での講習會を積極的に行っていたことが指摘されており、米沢においてもそうした講習會が行われていたものと推定される。⁽²⁸⁾

1897（明治30）年9月、佐伯俊二は鳥取縣尋常中學校教諭兼舎監として赴任する。『米澤有爲會雜誌』は「佐伯俊次氏は過般第十回文部省檢定試験を受け尋常師範學校尋常中學校高等女學校倫理科教員免許状を得られたるが今般山形中學校より滋賀中學校へ轉部せられたり⁽²⁹⁾」と伝えているが、公文書史料等で確認する限りでは山形より鳥取へと赴任している。或いはこの赴任に先駆けて彦根への赴任話があったのかも知れないが、直後『米澤有爲會雜誌』でも「佐伯俊次氏は過般鳥取縣尋常中學校教諭兼舎監に轉任せられたり⁽³⁰⁾」と報じられている。

佐伯俊二は1898（明治31）年11月に滋賀縣への出向を命ぜられ、同12月9日滋賀縣第一尋常中學校教諭に着任、冒頭に見たようにその後明治33年12月8日に福岡縣中學

月に隠居先の高鍋から一家を挙げて上京しており、米沢に遊ぶ機会もあったのかも知れない。伊佐早については新宮学「近代山形最初の郷土史家、伊佐早謙の仕事」（西村山地域史の研究36・2018）参照。坂田傳藏は明治26年6月5日に米澤尋常中學校校長に任じられ、明治30年に滋賀縣第一尋常中學校校長に転じるまで校長の任にあった。松野良寅編著『興讓館世紀』（山形県立米沢興讓館高等学校創立百年記念事業実行委員会・1986）269～273頁参照。後に佐伯俊二は滋賀縣第一尋常中學校に着任するが、その際の校長は坂田傳藏であった。坂田が佐伯俊二の着任を再三急かしている様子が前掲滋賀県立公文書館所蔵特定歴史公文書『明治32年自1月至7月吏員進退に関する書類編冊』編次2-4、2-7に見られる。

- (25) 制度の詳細については寺崎昌男・「文檢」研究会編『「文檢」の研究』（学文社・1997）参照。
 (26) 谷本富については膨大な研究があるが、さしあたり滝内大三『未完の教育学者 谷本富の伝記的研究』（見洋書房・2014）、稲葉英雄『近代日本の教育学 谷本富と小西重直の教育思想』（世界思想社・2004）を参照。
 (27) 関係史料では中嶋力造とあるが、中島力造と見てよいであろう。中島力造については佐野安仁「中島力造」（同志社時報94・1992）参照。また讀書會編『中島教授在職二十五年記念論文集』（目黒書店・1919）に「著作目録」及び「故文學博士中島力造先生略年譜」がある。同年譜に拠れば中島は明治25年8月8日帝國大學文科大学教授、同26年9月11日に心理學倫理學論理學第二講座担任を命ぜられている。
 (28) 滝内大三『未完の教育学者 谷本富の伝記的研究』（見洋書房・2014）178～181、203～205頁参照。
 (29) 「會報 會員動靜」（米澤有爲會雜誌78・1897.10）39頁。
 (30) 「會報 會員動靜」（米澤有爲會雜誌81・1898.1）39頁。

傳習館教諭に着任するに至る。前稿で明らかにした略歴にここで接続することになる。

加えて『米澤有爲會雑誌』第169号に「愛知縣 津島町第三中學校 全校教諭 佐伯俊二」とあることから、前稿において紹介した『東洋大學同窓一覽』明治41年12月発行版に「愛知県第四中學校」とあるのは誤りで、関係史料からも愛知県第三中學校に在籍したことが判明する⁽³¹⁾。

なお一点指摘しておきたいのは、佐伯俊二と雑誌編集作業の関係である。先に1896（明治29）年11月段階で「米澤新報記者 佐伯俊二」との記述が『米澤有爲會雑誌』に登場することが確認されたが、その経験を生かしてのことか、所謂校友会雑誌の編集に一役買っていたことが垣間見える。例えば彦根においては「殊に先生が一昨三十二年五月、我雜誌部の部長に就かるゝや時方に我部は萎微不振の境にあり、先生發憤一番、一大刷新を圖り、…其改善進歩したるは何人も首肯する所にして、…⁽³²⁾」としてその活躍の様子が記されている。そこへ同じく雑誌部の理事として澤村専太郎（澤村胡夷）⁽³³⁾の名が記されているのは興味深い。さらに佐伯俊二は後に宇和島中學校でも雑誌編集に携わっていたことが史料に見える⁽³⁴⁾。後に佐伯俊二は教育者から新聞記者へと転身を遂げるが、ある意味記事の執筆や編集は自ら得意としたところであったのかも知れず、昔取った杵柄として自然に新聞社へと入社したということなのかも知れない。

(31) 70年写真史編さん委員編『津島高等学校70年写真史』（津島高等学校同窓会・1970）18頁に「職員調」として掲げられている「愛知縣立第三中學校職員調 明治三十八年十月一日調」に「…受持學科：修身國語…職名：教諭…就職年月：三十八年九月…氏名：佐伯俊二…」とある（以上、津島高等学校からのご教示に拠る）。また津島在住の折に伊勢志摩を旅行した際の紀行文、佐伯俊二「勢志紀行」（米澤有爲會雑誌162・1906.2.6）があるので、在職したことは間違いない。

(32) 「雜報 佐伯先生」（崇廣14・1901.3）111頁。

(33) 「會告 崇廣會役員姓名」（崇廣14・1901.3）114頁。なお澤村については大嶋知子編『澤村胡夷全集』（中央公論事業出版製作・1967）参照。

(34) 「會報 大正三年度校友會役員」（鶴洲24・1914.12）に「文藝部幹事 佐伯教師（雜誌）」（46頁）とある。この記事については宇和島東高等学校よりご教示頂いた。なお同号「校報 本校最近沿革略」（鶴洲24・1914.12）には「大正二年 七月七日 佐伯俊二氏本校囑託教員に任せられ新任式を行ふ」（30頁）、また「現在職員並に其職名と受持學科」に「受持學科：國漢文職名：囑託教員兼舎監心得 氏名：佐伯俊二」（35頁）との記述があり、宇和島中學校への赴任が再確認出来る。なおこの『鶴洲』24号は宇和島東高等学校の蔵書であり、愛媛県立図書館えひめ資料室ホームページ（http://www01.uinfinity.jp/ehime/?page_id=126/）の郷土資料・宇和島中學校校友会誌において公開（目次は公開、内容は館内閲覧のみ）されている。

三 井上哲次郎と佐伯復堂

さて、別途かの井上哲次郎の『巽軒日記』に佐伯俊二の名が散見されるとの情報に接し、⁽³⁵⁾ さしあたり復刻されている大正2年上半期までの部分について筆者において佐伯俊二を検索してみたところ、⁽³⁶⁾ 以下の結果を得た。

- 1902 (明治35) 年8月14日 「…佐伯俊二、…来訪す」
 1903 (明治36) 年9月10日 「『巽軒講話集』二編を佐伯俊二、…に送る」
 1904 (明治37) 年1月11日 「…佐伯俊二に答書を送る」
 1904 (明治37) 年8月4日 「…佐伯俊二、…より暑中見舞状来たる」
 1905 (明治38) 年5月6日 「佐伯俊二亀を携へて来る」
 1905 (明治38) 年5月29日 「…佐伯俊二来訪す」
 1905 (明治38) 年6月18日 「…佐伯俊二、…来訪す」
 1905 (明治38) 年6月23日 「不在中佐伯俊二来訪す」
 1905 (明治38) 年6月25日 「…佐伯俊二来訪す」
 1905 (明治38) 年7月20日 「…佐伯俊二来訪す」
 1905 (明治38) 年7月27日 「…佐伯俊二来訪す」
 1905 (明治38) 年8月17日 「書状を佐伯俊二に送る」
 1905 (明治38) 年9月3日 「佐伯俊二来訪す」
 1906 (明治39) 年1月29日 「書状を…佐伯俊二に送る」
 1906 (明治39) 年5月7日 「『東亜の光』を…佐伯俊二、…に送る」
 1906 (明治39) 年7月3日 「『東亜の光』を…佐伯俊二、…に送る」

(35) 吉原丈司氏からのご教示に拠る。明記して感謝申し上げたい。

(36) 以下、東京大学史料室編『巽軒日記 一自明治三三年至明治三九年一』（東京大学史料室・2012）39頁上段、55頁下段、61頁下段、70頁上段、84頁上段、85頁下段、86頁下段（3カ所）、88頁上段・下段、89頁上段、90頁上段、98頁上段、104頁下段、108頁下段、114頁上段、116頁上段、118頁上段、120頁下段、121頁上段、122頁上段・下段、村上こずえ・森本祥子「資料紹介 井上哲次郎『巽軒日記-明治二六～二九、四〇、四一年-』（東京大学史紀要31・2013）75頁上段、76頁上段、77頁上段、78頁上段、81頁下段、85頁上段、95頁上段、101頁上段、102頁上段、112頁上段、158頁下段、159頁上段、村上こずえ・森本祥子「資料紹介 井上哲次郎『巽軒日記-明治四四年-』（東京大学史紀要34・2016）5頁上段、同下段、7頁下段～8頁上段、18頁上段参照。

- 1906（明治39）年9月17日 「『東亜の光』（第五号）を…佐伯俊二、…に送る」
- 1906（明治39）年10月11日 「書状を…佐伯俊二に送る」
- 1906（明治39）年10月27日 「午後、佐伯俊二来訪す」
- 1906（明治39）年11月28日 「佐伯俊二より書状来る」
- 1906（明治39）年12月2日 「午前、…佐伯俊二来訪す」
- 1906（明治39）年12月17日 「佐伯俊二より来状」
- 1906（明治39）年12月21日 「書状を佐伯俊二に送る」
- 1907（明治40）年1月31日 「佐伯俊二より来状」
- 1907（明治40）年2月10日 「夜、佐伯俊二の『女子修身参考』を読む」
- 1907（明治40）年2月21日 「此日、…佐伯俊二、等より来状」
- 1907（明治40）年3月3日 「午前、…佐伯俊二、来訪す」
- （1907（明治40）年4月7日 「佐伯俊^{ママ}一より来状」）
- 1907（明治40）年5月12日 「午前、…佐伯俊二、…来訪す」
- 1907（明治40）年8月12日 「不在中…佐伯俊二…等より来状」
- 1907（明治40）年10月8日 「…佐伯俊二、東亜協会特別会員となる」
- 1907（明治40）年10月16日 「佐伯俊二より来状」
- 1908（明治41）年1月6日 「佐伯俊二より来状」
- 1908（明治41）年12月12日 「午前、佐伯俊二、…より来状」
- 1908（明治41）年12月18日 「午前、佐伯俊二、…より来状」
- ．．．
- 1911（明治44）年7月25日 「佐伯俊二より来状」
- 1911（明治44）年7月28日 「佐伯俊二より来状」
- 1911（明治44）年8月29日 「旅行中…佐伯俊二、…より来状 会見者は…石
川[●]県[●]にては…育成院長佐藤文太郎、石川太郎次、佐伯俊二、…」
- 1911（明治44）年11月11日 「午前、佐伯俊二、…より来状」

さて、ここで登場する「佐伯俊二」がこれまで検討してきた佐伯俊二（俊次）と同一人物かどうか、という問題がある。『巽軒日記』では井上哲次郎が面会したり書状をやり取りしたりした人物が膨大な数登場し、それぞれ如何なる人物であるか

は日記中では殆んどふれられていない。ただ「夜、佐伯俊二の「女子修身参考」を読む」といった記述からは、当時教育者として活躍していた佐伯俊二に通じるものがあり、相応の可能性は存するものと推定される⁽³⁷⁾。

しかも佐伯俊二はかなり早い段階で井上哲次郎に私淑していた旨を「文學博士井上哲二郎氏ハ文學士井上圓了氏と共に余が最も敬服する所の人なり」と告白している。或いは井上円了を通じて紹介された可能性も零ではなからう。

これと関連して興味を惹かれるのは、先に見た滋賀縣第一尋常中學校の校友会雑誌『崇廣』に掲載された佐伯俊二「福岡所感」である。その冒頭には「余は客臘五日午前十時頃に彦根を瀛車にて出立したるが、同日は學友山本良吉君に會見する必要ありて京都に下車、…」とある。山本良吉といえはかの武藏高等学校創立者の山本良吉であろうか。上田久『山本良吉先生伝』（南窓社・1993）に拠れば山本は1889（明治22）年2月頃第四高等中學校文科一年を退学、後明治25年9月帝國大學法科大學政治學科選科に入学、さらに文科大學哲學科に転科し、明治28年7月に修了している。当時の第四高等中學校、帝國大學法科、文科大學選科の在籍者を見ても、山本（当時は旧姓金田）の名はあるが佐伯の名はない。となると「学友」とは同じ學校に学んだ友人ということではなく、学問上の友人ということであろうか。

もしこれが同じ先生に学んだ門下生同士という意味であれば、山本が在籍した文

(37) なお1902（明治35）年4月1日に「哲学館卒業生一名來訪す」との記載がある（東京大学史料室編『巽軒日記 一自明治三年至明治三九年一』（東京大学史料室・2012）32頁下段）が、佐伯俊二を指すのかは全く不明である。

(38) 佐伯俊二『米溪孝子美談』（米澤活版凹洲舎・1893.11）附録3丁。

(39) 佐伯俊二「福岡所感」（崇廣14・1901.3）31頁。

(40) 第四高等中學校『第四高等中學校一覽 自明治二十年至明治二十一年』（第四高等中學校・1888）では豫科第一級、第四高等中學校「第四高等中學校一覽 自明治二十一年至明治二十二年」（第四高等中學校・1889）57頁では本科第一年生に金田良吉の名があり、『帝國大學一覽 從明治廿五年至明治廿六年』（帝國大學・1892）298頁では法科大學政治學科選科に、『帝國大學一覽 從明治廿六年至明治廿七年』（帝國大學・1894）329頁、『帝國大學一覽 自明治二十七年至明治二十八年』（帝國大學・1895）343頁には文科大學哲學科選科にそれぞれ金田良吉の名があるが、佐伯俊二の名はない。

(41) 結局のところ「福岡所感」で語られる山本良吉が武藏高等学校創立者の山本良吉本人を指すのか、またそうであるとしてどれほど仲がよかったのかについては不明とせざるを得ない。山本の遺稿集である内田泉之助編『晁水先生遺稿』（故山本先生記念事業会・1951）、川崎明編『晁水先生遺稿 續編』（山本先生記念会・1966）に佐伯俊二関係の記事は見当たらない。山本は西田幾多郎、鈴木大拙とも深い関係にあることから、もし山本と佐伯俊二が相応の知己であるとすると大変興味深い。

科大學哲學科において当時教鞭を取っていた中島力造や井上哲次郎がその媒介となっている可能性もある。中島力造について佐伯俊二は米澤夏期講習會で教えを受けていたことは既に見た通りであり、中島を通じて、或いはもっと早くから井上哲次郎の面識を得ていた可能性があることは指摘されてよいであろう。

以下、『巽軒日記』に登場する「佐伯俊二」が本稿で追跡してきた佐伯俊二と同一であると仮定して日記を読み進めると、その略歴に関して様々な問題が浮かび上がる。例えば1905（明治38）年5月から7月にかけて、結構な頻度で井上哲次郎のもとを訪れていることが見て取れるが、その時期佐伯俊二は福岡縣立中學校傳習館教諭として在職の筈である。研修や出張で上京した際に立ち寄ったに足らず頻度が高すぎる気もする。傳習館から愛知縣第三中學校に移るに際して何か相談でもしていたのであろうか。

また、前稿では空白となっていた時期の記述も登場する。米澤市立商業學校校長を1908（明治41）年11月27日に辞任してから大正2年7月7日に宇和島中學校囑託教諭として赴任するまでの間、書簡を送っていることに加え、明治44年8月29日に「旅行中…佐伯俊二、…より来状 会見者は…石川県にては…育成院長佐藤文太郎、石川太郎次、佐伯俊二、…」とあるように、石川県で会っていることが記されている。何故に石川県において会見したのか、よく分からないが⁽⁴²⁾、一つの手がかりを提供してくれるものとなる。

『巽軒日記』については未だ翻刻されていない原本が昭和19年分まで東京大学史料室に保存されているが、現状では現地調査が出来ないため、翻刻を待つこととしたい。全編翻刻の暁には新たに佐伯俊二の記事が登場する可能性もあるが、真に本稿で追跡した佐伯俊二と同一人物か、また井上哲次郎との関係如何についても、未だ解明すべき点が多い。ただ仮にこれが佐伯俊二本人であるとする、彼は帝国大学教授にも人脈を有しつつ、中學校教諭として教育現場の第一線で活躍していた

(42) 記述からは或いは「育成院」の語が佐伯俊二まで係る可能性も無きにしも非ずであるが、石川県立図書館に問い合わせた所、石川県育成院『石川県育成院状況一斑 大正二年』（石川県育成院・1913.3）には6頁に現在職員・退任職員の一覧があるがその中に佐伯俊二の名はないこと、また『石川県職員録 明治四十一年十二月十五日現在』（林琢馨・1909.2）及び『石川県職員録 明治四十四年二月一日現在』（池善平・1911.3）にも佐伯の名はないことをご教示頂いた。明記して感謝申し上げます。

ことになる。そしてその人脈は新聞社へ転職した後も一定程度保持されたであろうことが想定されるが、実際どうであったのか、現時点では謎とせざるを得ない。

おわりに

以上、佐伯俊二（俊次）の略歴について再検討を加えた。新たに判明したものを加えてその職歴を整理すると以下ようになる。

山形縣眞言宗中學校林教授囑託（明治26（23?）年11月～明治30年5月）

山形縣尋常中學校教授囑託（明治30年5月28日～8月23日）

鳥取縣尋常中學校教諭（明治30年9月14日～明治31年11月）

滋賀縣第一尋常中學校教諭（明治31年12月9日～明治33年12月1日）

福岡縣立中學校傳習館教諭（明治33年12月8日～明治38年9月16日）

愛知縣第三中學校教諭（明治38年9月～明治40年4月）

米澤市立商業學校校長（明治40年4月30日～明治41年11月27日）

宇和島中學校囑託教諭（大正2年7月7日～大正4年4月30日）

金光中學校書記（大正7年7月～?（大正8年末は在籍））

東京朝日新聞社（遅くとも大正10年～）

法律新聞社（遅くとも大正11年末～）

佐伯俊二の生年につき1871（明治4）年生まれが正しいとすると、前稿の年齢表記は全てずれることになる。残念ながら佐伯復堂は『無刑録』の出版即ち明治10年の生まれではなく、世代的には中田薫・浅井虎夫（明治10年生まれ）よりも上、同郷の朝鮮法制史家・浅見倫太郎、東洋法制史家・田能村梅士、清朝法律顧問で刑法学者の岡田朝太郎（ともに明治元年生まれ）よりは下、ということになる。また法律新聞社入社が51歳、『無刑録』訳注起稿が54歳、瀧川政次郎との論争が58歳、嫡男の早世が61歳、法律新聞社退社は70歳ということになる。50歳を超えてから法律新聞に勤める傍ら、東洋法制史関連の論文を続々と発表していたことになる。東洋法制史学者としては遅咲きに見えるかも知れないが、これは彼が生涯の前半を

主として中学校教育に捧げたことに拠るものである。寧ろ50歳を超えてなお超人的な活力を以て新聞記者・東洋法制史家として活躍したことに改めて驚嘆せざるを得ない。

逆には前稿の行論の基礎とした人物辞典の記述は何だったのかということになる。件の辞典『新聞人名辞典』第2巻（日本図書センター・1988）の該当箇所は『日本新聞年鑑』（新聞研究所・1924～1930）を復刻したものである。佐伯復堂が存命の時期に刊行されているものであるから、本人に何等の確認も行わずに刊行されたとも考えにくい。昭和2年度版及び3年度版に佐伯復堂の記事がある（他方その前後の版には記述がない）ので、誤植であれば昭和2年度版から3年度版の刊行の際に訂正されていてよさそうなものであるが、両年度版の記述は同一である。4と十を見誤ったというわけでもあるまいが、結局のところ単なる誤植か、或いは佐伯復堂本人が態と明治10年と回答したか⁽⁴³⁾、今のところ真相は全く不明である。

話は変わるが、佐伯復堂『譯註無刑録』（刑務協會・1927～1930）の刊行についても若干の補足をしておきたい。前稿において佐伯復堂が司法省辻書記官室にて『無刑録』を見つけ、「譯註は余之を引受く、出版は君之を引受けよと、辻書記官に談じたりしに、辻書記官は之を同僚木村調査課長に計り、その允諾を得、司法資料（非賣品）として司法省より上梓することに内定した⁽⁴⁴⁾」流れを紹介したが、この辻書記官及び木村調査課長は時期から言ってそれぞれ辻敬助と木村尚達と見られる⁽⁴⁵⁾。辻敬助は『日本近世行刑史稿』上下（刑務協會・1943）の編者として、また明治期の監獄研究を多く手がけた人物として著名であるが、彼の部屋にあった『無刑録』も或いは彼自身の蒐集によるものであったのかも知れない。ちなみに辻は山形県鶴岡市の出身であり、佐伯復堂と同郷とまでは言えないが相応の地縁も感じられる。木村尚達⁽⁴⁷⁾は後に東京控訴院長、検事総長から司法大臣、貴族院議員となるが、こうした理解者・協力者を得て『譯註無刑録』が刊行されたことは、当時の学界におい

(43) 或いは定年との関係でそうしたのかも思われるが、法律出版社の当時の定年制度が如何なるものであったかは俄かに判別しない。戦前の定年制度一般については萩原勝『定年制の歴史』（日本労働協会・1984）参照。

(44) 佐伯復堂「無刑録の譯註を了りて」（法律新聞3179・1930.10.18）23面。

(45) 内閣印刷局『職員録 大正十五年一月一日現在』（内閣印刷局・1926）149頁参照。

(46) 辻誠「父・辻敬助を語る」（刑政95・6・1984）参照。

(47) 秦郁彦編『日本近現代人物履歴事典』（東京大学出版会・2002）189頁参照。

でも慶事であったものと思われる。

以上、ともかくも本稿の調査を以て前稿における佐伯復堂の略歴の缺を補い、また本稿において紹介した佐伯俊二（俊次）の著作を前稿末尾の著作一覧に加えて⁽⁴⁸⁾これを更新することとする。今回は速やかな改訂を第一優先として作業を進めたが、さらなる史料の発見あるやも知れず、その際はまた別の機会を捉まえてこれを学界に提供することとしたい。

(48) なお九州大学附属図書館に浅見倫太郎・佐伯復堂編『東洋法制史論文集』（請求記号：Kj20/A/1）なる書籍が所蔵されているが、これは『法曹會雑誌』に発表された法制史関連の論考、即ち浅見倫太郎「往二千年亞細亞北部諸民族の法制事項に關する原始記録の發見理由」（法曹會雜誌8-3・1930）、同「秦漢の法制は支那原始の形相たるを證す 附大秦法制」（同8-11・1930）、同「北方民族の純型法制」（同8-5・1930）、同「北方民族の復型法制」（同9-2・1931）、同「日本法系の變性したる半島の女主人制度（一）～（三）」（同7-6～8・1929）、佐伯復堂「支那に於ける法治思想の大成とその批判（一）～（三）」（同7-4～6・1929）、同「東洋文化の根柢となつた周代の法制概観」（同9-9・1931）、同「社會觀念を基礎とする荀子の法律思想」（同8-2・1930）、同「支那歴代、法官法術の名稱沿革」（同8-9・1930）、同「支那の管刑に就て」（同7-1・1929）、三田勝「支那の警察制度（一）～（五）」（同4-1～5・1926）、奥野彦六郎「古琉球に於ける法制斷片（一）～（四）」（同5-11、6-1、4、6、10・1927～1928）、細川亀市「中世における朝廷の民事裁判所」（同14-1・1936）、瀧川政次郎「王朝時代の告訴制度」（同8-7・1930）、佐々波與左次郎「本邦上古行刑考（一）～（二）」（同14-6、7・1936）を順に綴じて製本したものである。表紙裏右上に「（法科）臨川 17.5.14」との書き込みがあり、附属図書館にて受入台帳と照らし合わせて頂いたところ、当時臨川書店より購入されたものであることが判明した。法科であれば金田平一郎教授の購入にかかるものかとも推定されるが、不明である。何れにせよ書籍として出版されたものではないため、これを佐伯復堂の著作に数える必要はなからう。